

## 「神奈川県林地開発許可審査基準の一部改正（案）」に関する意見募集の結果

### 1 意見募集期間

令和8年2月17日（火曜日）から令和8年3月19日（木曜日）

### 2 意見結果の概要

(1) 意見提出者数 1人

(2) 意見内容の概要

区 分	延べ件数
① 改正内容への御意見	2件
② その他	2件
合 計	4件

(3) 県の考え方の概要

区 分	延べ件数
A 御意見は審査基準に反映しました（一部反映を含む）	0件
B 御意見の趣旨は既に審査基準に盛り込まれています	2件
C 御意見は今後の審査の参考とします	2件
D 御意見は審査基準に反映できません	0件
E その他	0件
合 計	4件

神奈川県林地開発許可審査基準の一部改正（案）に関する提出意見及び県の考え方

意見 No.	意見要旨	区分	県の考え方
1	<p>区分①</p> <p>盛土規制法や都市計画法の許可を受けている場合、林地開発基準に適合しているとみなす規定が追加されています。</p> <p>しかし、林地開発許可制度は、森林の有する多面的機能を保全するための独自の視点を持つものですから、専門的な保全の視点から二重のチェック機能を持たせるべきで、審査は省略すべきではありません。</p>	B	<p>盛土規制法や都市計画法に適合する場合には、林地開発許可制度より厳しい審査を受けることとなります。</p> <p>ただし、改正後の基準においても「第10の基準に満たないものはこの限りではない。」と定めており、森林法に基づいて改めて審査を行います。</p>
2	<p>区分①</p> <p>第11（水害の防止）において、河川等管理者の指導がある場合に、規定の計算によらず、その指導に基づいた断面の排水施設を設置できるとする改正が行われています。</p> <p>計算式に基づく客観的な基準が、管理者の指導という主観的な判断によって緩和されることがあれば、下流域の浸水リスクを高めることとなります。</p> <p>指導によって基準を下回る設定が可能になるのか、その場合の安全性の担保を明確にすべきです。</p>	B	<p>第11（水害の防止）（1）において、開発行為をする下流の流下能力を超える水量が排水される場合に、下流における流下能力を考慮し、洪水調節池等を設けることで安全性を確保することとしております。</p>
3	<p>区分②</p> <p>太陽光パネル下の地表状態によって流出係数を調整できるとしていますが、近年の激甚化する豪雨を考慮すると、浸透能を過大に評価することは極めて危険です。</p> <p>パネル下の地表は、経年劣化や管理不足により浸透能が低下する恐れがあります。常に不浸透に近い状態を想定した厳しい係数を適用し、周辺住民の生命や財産を守るための安全を十分に確保することを強く求めます。</p>	C	<p>太陽光発電施設における流出係数については、不浸透又は不浸透に近い状態を想定しており、審査においては、裸地状態の数値を採用しております。御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>区分②</p> <p>別荘地や住宅団地の造成において、地形の状況等により森林の残置が困難な場合は免除できるとする趣旨の規定がありますが、この例外が拡大解釈されることを危惧します。</p>	C	<p>別荘地の造成においては、残置森林率をおおむね60パーセント以上、住宅団地の造成においては、森林緑地率をおおむね20パーセント以上求めることとしております。</p> <p>なお、残置森林等を免除できる規定はありません。御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>